

岩手県告示第855号

県営住宅等条例第44条の規定による駐車場の利用料（平成10年岩手県告示第347号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
県営住宅等の名称	駐車場の利用料（月額）	県営住宅等の名称	駐車場の利用料（月額）
[略]	[略]	[略]	[略]
県営上鼻アパート	[略]	県営上鼻アパート	[略]
県営長谷堂アパート	[略]	<u>県営鴨崎アパート</u>	1,400円
[略]	[略]	県営長谷堂アパート	[略]
県営羽沢アパート	[略]	[略]	[略]
県営豊間根アパート	[略]	県営羽沢アパート	[略]
		<u>県営屋敷前アパート</u>	1,300円
		県営豊間根アパート	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。